

第36回基本計画策定・推進専門委員等会議資料

## 意見：「二次的被害」の用語変更の可否について

飛鳥井 望

前回（第35回）会議において、構成員より、省庁によって「二次的被害」や「二次被害」という用語が見られているため、一般的によく使われている「二次被害」に統一すべきではないかとの指摘がなされた。それに対して事務局からは、第1次基本計画以来すでに長く用いられてきた「二次的被害」を現段階で変更する考えはない旨の回答があった。その際に、議長の立場からも少しコメントさせていただいたが、ウェブ会議ということでの制約もあったため、改めてこの問題についての議長意見を書面にて提出し、構成員の方々にお諮りしたい。

### 1. 基本計画以前の状況

犯罪による直接的被害に派生して生じる副次的な被害（英語の secondary victimization に相当）を指す用語としては、1970～80年代の「**第二次被害者化**」（宮澤）の記述に始まり、これまでに「**第二次被害**」「**二次被害**」「**二次的被害**」などがある。これらはいずれも被害者学や犯罪学の識者による論考の中で等しく使われてきた、おおむね同義の学術用語である。

わが国において、「**二次的被害**」の問題が被害者対策の実務上取り上げられたのは、平成8年の警察庁「被害者対策要綱」からであろう。その土台となったのは、平成7年の有識者による「警察の『被害者対策』に関する研究会」（座長は日本被害者学会の当時会長であった宮澤浩一教授）の報告書（警察学論集49巻4号96-119頁1996年）である。同報告書の中では「捜査過程における加害の防止」が重要項目の一つとして取り上げられており、その記述を見ると、「捜査活動による**二次被害**」（102頁）「捜査過程における加害（**二次的被害**）の防止」（105頁）「被害者の心理状態、配慮事項等について、十分な教育・指導を行い、被害者に**二次的な精神的被害**を与えることを防止」（113頁）といったような表現がされている。また「被害者対策要綱」の中では「**第二次的被害**」と記載されている。したがって当時は用語としてかならずしも定まっていなかったとはいえ、眼目が置かれているのは、捜査過程において生じがちな被害者の新たな精神的苦痛（精神的被害）を防止するための教育・指導を含む取組の必要性にほかならない。

「被害者対策要綱」の趣旨を踏まえ、平成11年に「犯罪捜査規範」（国家公安委員会）が改正され、その中で**二次的被害**を防ぐための被害者等への配慮（第10条の2）が規定された（黒川「犯罪捜査規範の改正について」講座被害者支援第2巻33-34頁2000年）。被害者と直接接することがもっとも多い職種は警察官であるが、わが国ではすでに過去20年以上にわたり、「**二次的被害**の防止」をスローガンとして、捜査過程における被害者の精神的苦痛をできるだけ軽減する取組が着実に進展してきたのである。

## 2. 第1次基本計画（平成17年）策定における検討

公開されている第1次基本計画策定のための第8回検討会議事録及び第9回検討会議事録ならびに構成員提出資料を見ると、基本計画前文と重点課題②「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」の箇所において、複数の構成員から二次的被害の文言の追記が望ましいことが指摘された。それらの意見を踏まえた上で、用語上の問題について特に疑義が出されることもなく、下記の最終とりまとめ案が作成され了承されている。

### 【前文】

「・・・犯罪等によってゆがめられた正義と秩序を回復するための捜査・公判等の過程で、犯罪被害者等は負担を負い、時には配慮に欠けた対応による新たな精神的被害（二次的被害）を受け・・・さらには、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されたり、孤立感に苦しむことも少なくなく、支援を行う各機関の担当者からさえ心無い言動を受けることもある・・・」

### 【重点課題②精神的・身体的被害の回復・防止への取組】

「・・・犯罪被害者等が受ける精神的・身体的・精神的被害には、当該犯罪等によって直接もたらされるもの以外に、再被害によるもの、ないしは再被害を受けることに対する恐怖・不安によるものや、保護、捜査、公判等の犯罪被害者等が必要にかかわらざるを得ない手続の過程で、また治療や回復の過程でかかわらざるを得ない関係機関において、配慮に欠けた対応をされることによって受ける二次的被害がある。」

## 3. 第2次（平成23年）及び第3次（平成28年）基本計画における変遷

第2次基本計画前文では、「内閣府が平成21年度に行った『犯罪被害類型別継続調査』によると、・・・主観的回復状況が悪化傾向にある犯罪被害者等は、加害者だけでなく、捜査・裁判機関の職員、医療機関の職員、民間団体の者、報道関係者、近所・地域の住民、職場・学校関係者、友人・知人、家族など、様々な者から高い割合でいわゆる二次的被害を受けたと感じていることが明らかとなっている。」といったように、調査項目を列記した記載となっている。次いで第3次基本計画の前文では、基本法前文を引用し、「・・・犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることが少なくなかった。」と記載されているが、とくに二次的被害としての言及はない。

一方、重点課題②「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」では、第2次基本計画において「捜査・公判、医療、福祉等の過程での、配慮を欠いた対応による二次的被害」という記載があり、これは第3次基本計画においても変更はされていない。

さらに第3次基本計画では、重点課題に係る具体的施策②-3「保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）」の項において、「内閣府において、二次的被害防止の観点から、相談員等が・・・適切な対応をすることができるよう、研修を実施する。」「警察において、・・・職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。」と記載され、具体的施策④-1「相談及び情報の提供（基本法11条関係）」の項において、被害者担当の保護観察官及び保護司の「研修内容の充実を図り、

二次的被害の防止を徹底する。」と記載されている。

#### 4. 「二次的被害」と“secondary victimization”における主たる問題意識の所在

二次的被害や二次被害の原語である“secondary victimization”と“crime victim”等をキーワードとしてインターネット検索を行ったところ、ヒットしたさまざまな英文の指針、論文、講義資料等の内容は、そのほとんどが刑事手続の過程における精神的被害に専ら言及したものであり、一部が医療機関や援助機関での無理解や配慮不足による精神的被害に言及したものであった。そこで指摘されているのは、犯罪被害者が関わらざるを得ない関係機関の職員から非難されたり思いやりのない態度や言動を示されることで、被害者はさらなる精神的苦痛から委縮してしまい、被害の届け出や必要な援助希求を躊躇し、そのことが犯罪被害の潜在化や精神的後遺症の深刻化の重大な要因となる点である。一方、不適切な報道について“secondary victimization”とした報告は散見される程度であった。したがって、基本計画の重点課題②における二次的被害への言及は、原語の“secondary victimization”と同様の問題意識に根差したものといえよう。

#### 5. 都道府県・政令市の被害者支援条例における用語

特化条例として被害者支援条例を制定している都道府県・政令市は現在 27 あるが、その中 18 自治体が二次的被害／二次被害の規定を設けている。用語としての内訳では、以下のように二次的被害と二次被害はそれぞれ 9 自治体と同数である。

「二次的被害」：岡山市（平成 22 年）、神戸市（平成 25 年）、岡山県（平成 28 年）、大分県（平成 29 年）、福岡県（平成 30 年）、名古屋市（平成 30 年）、埼玉県（平成 30 年）、和歌山県（平成 31 年）、東京都（令和 2 年）

他には富山県（平成 28 年）が条例前文で「二次的な被害」に言及している。

「二次被害」：北海道（平成 30 年）、横浜市（平成 30 年）、大阪府（平成 31 年）、青森県（令和元年）、長崎県（令和元年）、大阪市（令和 2 年）、三重県（令和 2 年）、高知県（令和 2 年）、神奈川県（令和 2 年改正）

#### 6. 用語変更の可否

わが国ではこれまでの第 1～3 次基本計画に則り、殊に基本法第 19 条「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」に密接に関連した「二次的被害の防止」では、関係機関職員の教育・啓発を含む具体的取組が重ねられ着実な進展を遂げてきた。「二次的被害の防止」は、これまで同様に今後とも被害者支援の重点課題の中に位置づけられることが望まれる。なぜならば犯罪被害者である限り刑事手続への関わりを免れないからである。また都道府県・政令市の被害者支援条例では、各自治体の裁量において「二次的被害」と「二次被害」が等しく用いられているのが現状であり、自治体間での不統一が混乱を招いているという状況にもない。以上のことから、第 4 次基本計画において、「二次的被害」をあえて「二次被害」に変更する根拠や格段の理由は乏しいと考える。

（以上）